

國永遠ノ繁榮ノ爲メ自ラソノ礎石タランコトヲ誓ハンノミ。

諸子克ク皇國民タルノ自覺ニ徹シ、眞ニ不退轉ノ覺悟ノ下、一死君國ニ奉ジ、以テ聖慮ヲ安ンジ奉ランコトヲ期セヨ。  
一言以テ式辭トス。

昭和十九年九月二十五日

東京音樂學校校長從二位勳三等 乘杉 嘉壽

(手書き) (祝辭弔祭文案)

### (十六) 学校建物借り上げ使用

東十八五六警第四一號

学校建物借上使用ニ關スル件照會

昭和拾九年十一月拾六日

東部第七八五六部隊長印

東京音樂學校長 殿

首題ノ件警備上ノ必要ニ基キ左記ニ依リ十一月二十一日以降借上使用致度ニ付何分ノ御高配相頻度照會ス

追而正式契約ニ關シテハ上司ヨリ直接連絡アル筈ニ付申添フ

記

常置員分屯ノ豫定ナルモ當分ノ間ハ兵器被服其ノ他ヲ常時格納シ、近衛兵ヲ附ス 警報發令ノ以後ハ兵力ヲ分屯ス

發總一一七號

昭和十九年十二月三十日

文部省總務局長印

官公私立大學高等專門學校長 殿

學校校舍轉用ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ種々御配慮ヲ得來リタル處現下空襲ノ狀況ヨリ見テ敵ノ我ガ航空工業ノ壞滅ヲ企圖セルハ明カナルニヨリ極力學校校舍等ノ轉用ニ依リ航空機工場ノ分散疎開ヲ圖ルハ刻下喫緊ノコトニ有之又最近ノ震災ニヨリ之等工場ニシテ相當ノ被害ヲ被リタルモノアルニ付テハ本月十一日閣議ニ於テ學校ノ校舍、寄宿舎等ハ必要ニ應ジ敏速ニ之等航空機關係ノ利用ニ充ツルヤウ決定相成リタルニ付右御含ミノ上校舍轉用ニ關シ急速ニ左記ニ依リ格別ノ御高配相成度此段依命通牒ス

記

一、校舍轉用ニ付テハ、航空機關係ノモノヲ優先的ニ取扱フコトト

シ關係工場等ヨリ内協議アリタル場合ハ其ノ利用方ニ關シ積極的ニ協力スルコト

尙手續ニ就テハ當該工場ニ於テ軍需省ヲ通ジ文部省ニ正式申入レアルベキハ從前通ニ付爲念

二、利用セシムベキ範圍ハ諸種ノ事情ヲ勘案シ一應當該學校全坪數ノ概ネ二分ノ一ヲ目安トスルヲ適當ト認ムルモ實情ニ應ジ具體的ニ決定スルコト

追テ學校ガ工場ニ轉用サレタル場合ニ於テハ將來關係方面ト折衝ノ上當該學校學徒ハ配置轉換等ノ措置ニ依リ極力其ノ工場ニ出動セシムルヤウ致シ度ニ付御含ミ相成度

(自昭和十八年度至同二十年度 國有財産關係 東京音樂學校會計課)

音會一六〇號 發送二月十二日

昭和十九年十二月三十日起案

案

年月日

學校長

東部軍經理部長宛

十二月十八日付東軍經營第三四六九號ヲ以テ御照會有之タル學校施設使用ニ關スル件左記ノ通及回答致也

記

一、東京都下谷區上野公園元西四軒寺跡

東京音樂學校校長 乘杉嘉壽

二、面積 別紙圖面ノ通〔圖面省略〕

三、使用料

〔自昭和十八年度至同二十年度 國有財産關係 東京音樂學校會計課〕

東軍經營第三四六九號

學校施設使用ニ關スル件照會

東部軍經理部長印

昭和拾九年三月拾八日

東京音樂學校校長殿

當軍所管部隊臨時收容施設トシテ今般貴校施設ノ轉用方決定セラレタルニ就テハ校舍使用ニ關シテ豫メ協定書取交シ置度ニ付左記各項

本月十八日迄ニ至急回答相成度及照會候也

追テ既ニ他ト貸借契約締結セラレアル部分以外ハ自今當部ニ諒解ナク他ニ轉用セラレザル様確保方配意相成度申添候

左記

一、校舍ノ所在地番、校名及責任者氏名

二、面積 總坪數、他トノ既契約部分ノ面積、軍使用可能最大

限度ノ面積

別紙様式ニ依リ圖面作製ノ上送付セラレ度

三、使用料

適正ナル價格ヲ以テ協定致度ニ付左記參考事項添付ノ上希望額

申出ラレ度

1、建築年月

2、建築費 全體建築費

附屬設備費

3、火災保險料

4、地代相當額

5、其ノ他貸賃價格決定ノ參考トナルベキ事項〔圖面省略〕

建物面積

1、總坪數 建 九一〇 三九五

延一、五二九 〇五一

2、他トノ既契約部分 建 九三

延一六三 坪

面積（契約相手方ヲ併記ノコト）

3、軍使用可能最大  
限度ノ面積

坪

幡東經營第六九一號

學校校舍轉用ニ關スル件照會

昭和廿年四月十四日

東部軍管區經理部長印

東京音樂學校校長殿

貴校施設ノ一部今般軍ニ轉用決定セルニ就テハ別紙請書ニ依リ確保方取定メ置キ度了承ノ上ハ記名捺印ノ上返送相成度照會ス

請書

昭和二十年四月十五日 下谷區上野公園元西四軒寺跡

東部軍管區經理部長殿

東京音樂學校校長 乘杉嘉壽

學校施設今般軍ニ轉用決定セルニ就テ左記ニ依リ使用セラルル件異存無之承諾候也

備考	校名	東京音樂學校	所在	下谷區上野公園元西四軒寺跡	構造及積量	延一九九坪八〇〇	單價	無償	借上料	無償	期間	自昭和軍ノ必要期間	用途	隨時
	備考													

一、右範圍ハ隨時軍ニ於使用シ得ル如ク確保シ置クモノトス。

二、右範圍外ト雖モ利用可能餘積ハ東部軍管區經理部ノ了解ナク他ニ轉用セサルモノトス。

三、借上料ハ毎月爾後支拂ノモノトス、一ヶ月ニ滿タザル場合ハ日

割計算トス。

四、軍使用ノ上假設備其他工作ヲ實施セルモノハ返還ノ際軍ノ負擔ニ於テ復舊スルモノトス。

五、天災事變其ノ他不可抗力ニ基ク損害及自然ノ損耗ニ對シテハ軍ハ其ノ責ヲ負ハサルモ軍使用上必要ト認ムルモノニ限り其ノ負擔ニ於テ補修セラル、コト

六、右建物ニ關スル火災保險料其ノ他諸公課稅ハ所有者ノ負擔トス。

七、本物件ヲ第三者ニ讓渡セントスルトキハ豫メ軍ノ承認ヲ受クルモノトス。

八、本件ニ關シ疑義ヲ生ジタルトキハ其ノ部及兩者協議ノ上決定スルモノトス。

東部第二防第八二號

校舍一部貸與相煩度件照會

昭和廿年六月拾四日

東部第二部隊長印

東京音樂學校校長殿

首題ノ件當部隊分散疎開ノ爲貴校所管ニ係ル東京音樂學校分教場(在神田區駿河臺二丁目九番地)ノ一部貸與相煩度照會ス

追而借用希望室數ハ分教場敷地建物平面圖ニ依ル(別紙圖面ノ通)尙細部ニ關シテハ當部隊陸軍中尉柴田賢治ヲシテ連絡セシメ度ニ付便宜取計ハレ度申添フ

借用希望期間ハ昭和二十一年三月末日迄トス

案

年月日

學校長

文部大臣宛

學校校舍轉用ノ件申請

今般神田區駿河臺所在ノ當校分教場ノ一部ヲ東部第二部隊長ヨリ別紙寫ノ通借用方照會有之タルニ付左記ノ通使用許可相成度此段申請候也

記

(一) 轉用先 東部第二部隊

(二) 轉用目的 部隊兵舎

(三) 轉用坪數 延一五八坪四一六

内 譯 一 階 鐵筋コンクリート建 八六・三三三<sup>坪</sup>

二 階 〃 六一・〇八三

便 所 木造平家建 七・五〇〇

渡廊下 〃 三・五〇〇

(四) 轉用條件

一、轉用箇所 東京都神田區駿河臺二丁目九番地

東京音樂學校分教場建物ノ一部 別紙圖面ノ通

二、期 間 許可ノ日ヨリ昭和二十一年三月三十一日迄トス

三、前項期間中ト雖モ當校ニ於テ必要ノ際ハ直ニ轉用ヲ中止シ、

當初ノ原狀ニ復シ當校係員立會ノ上引渡シヲナスコト

四、建物賃貸料ハ之ヲ免除スルコト

但シ、使用箇所ニ附隨セル電燈料及電話料ハ使用者之ヲ負擔

スルコト

五、轉用箇所ハ他ノ目的ニ使用セザルコト

六、轉用箇所ハ原狀ノ儘トス。但シ特ニ簡單ナル造作ニ限り許可

スルコトアルベシ

七、天災、戰災其他已ムヲ得サル事由ニ依ルニアラズシテ建物、

工作物等ニ損傷ヲ來シタルトキハ、直ニ當校ノ指示ニ依リ復

舊又ハ辨償スルコト

八、前各項以外ノ事項ニシテ必要アル場合ハ協議ノ上決定スルコ

ト

昭和二十年七月十五日

運輸省大臣官房防衛氣象課長

山 川 寬印

東京音樂學校長殿

校舍ノ一部借用ニ關スル件

今般運輸省本省ノ疎開ニ伴ヒ左記學校々舎ノ一部ヲ事務室用トシテ

借用致度此段及照會候

記

一、本館一部階上階下

約 七五坪

一、同別棟階上及階下

約三〇五坪

## 戦時下関連事項

### (一) 学徒動員

昭和十年半ばには、国防国家体制が全面に押し出される時勢となる。十五年六月には野外演習と集団勤労作業以外の学校単位の旅行を自制するように求める通達、九月には文部大臣より高等専門諸学校に学校報國団を組織するよう指示があり（本書「諸規則」の項参照）、十六年三月には国民学校令が公布された。十六年十月に大学学部と専門学校の修業年限の短縮が閣議決定され十二月に繰り上げ卒業、翌十七年八月には中学校と高等学校についても四年と二年にそれぞれ修業年限を短縮することが閣議決定された。

東京音楽学校が戦況の激化にもかかわらず引き続き演奏活動を行い、十七年には満州へ建国十周年記念の大会がかりな演奏旅行を行うことができたのは、すべて報國団の名のもとにおいてであった。演奏曲目には制約が加えられたが、戦時中ならではの音楽の需要に応じ戦意高揚のための作曲、演奏、録音、また慰問演奏などが続けられた。

十八年六月には学徒戦時動員体制確立要綱が閣議決定され、十月二日学生生徒の徴兵猶予停止、十月二十一日には明治神宮外苑競技場において文部省主催による関東一円の出陣学徒の壮行会が催され、十二月一日学徒兵入営となった。東京音楽学校も学徒を送り出したが、壮行会当日、本校からは出陣学徒はもとより在校生全員が吹奏楽や合唱で加わった。

戦災を免れた東京音楽学校ではあったが、敷地内に防空壕が作られ、通学路となる上野公園には高射砲隊の陣地が作られ、教室の一部は軍関係者の宿泊を受け入れた。当時は軍が航空機工場の分散疎開のため学校校舎を借用することが行われており、本校の場合もその趣旨に沿ったも

のであった。この件に関して、本校が東部第七八五六部隊と交した文書が残っている。十八年十二月の第一〇一回をもって定期演奏会は中断され、職員生徒の召集や動員や疎開により授業もままならなくなつた。

当時の本校全体の様子を記した記録はなく、職員生徒もそれぞれの立場や役割により知る範囲が限られているため内容を網羅することはとうてい不可能である。したがって本項では学徒動員を含む戦時中を中心に、編集委員会の依頼による書き下ろしや聞き取り調査、また関連資料によって記録の一部とした。

一次資料の乏しい時代のことゆえ、卒業生はじめ軍楽隊関係者など当時を知る人の証言を頼みとするところが多かった。多くの方々に史料や写真の提供、また時間のかかる聞き取り調査などにご協力いただき、また幾人かの方々にはこれからの人々に伝わるようにと当時の記憶を書きとめていただいた。また出陣学徒壮行会に関する文書は学内で見いだすことができず、東京大学史料室のご好意により同室所蔵の原資料を閲覧させていただくことができた。深く感謝申し上げる次第である。

### 東京音楽学校の思い出

#### 入学から学徒動員そして戦後

岩井直溥（昭和十七年予科入学  
昭和二十二年本科卒業）

日時など不確かですが少しずつ思い出しながらお知らせすることにします。

#### 音楽学校入学試験と入学時の面白い話

一、入学実技試験ではあまり知られていないが私はトランペットで試験を受けた。このことは管楽器の同期生はある程度知っていたがほとんどの人は信じてくれなかった。実は実技試験の時、私の前二人（内田富美彌君（故人）と早川博二君）がやたらと